

日本NPO学会第17回年次大会
社会的企業への資金供給と休眠預金の活用: 韓国の現状から

韓国の休眠預金と 日本の休眠預金の動き

女性・市民コミュニティバンク
理事長 向田映子

休眠預金とは

- ・長期(10年間)にわたって出入金等の異動がなく、本人の所在が確認できない預金
- ・一定期間たつと当該金融機関の利益に繰り入れられている
- ・金額は、全ての金融機関の合計で少なくとも1兆円超と推定
- ・本来、休眠口座は個々の預貯金者のものなので、金融機関の利益に繰り入れられた後でも、預金者から請求があれば払い戻される
- ・しかし、払戻しは4割、6割は事実上、金融機関の利益になっている

休眠預金の年間の発生・払戻状況 (内閣府・金融庁推計)

■ 銀行等金融機関 (銀行、信金、信組、労働金庫) 2010年推計

	発生(a)	払戻し(b)	払戻し率(b)/(a)
金額ベース	約850億円	約350億円	約40%
口座数ベース	約1,300万口座	約75万口座	約6%

※発生口座の1口座当たりの平均額；約6,500円

払戻の1口座当たりの平均額；約47,000円

■ 農漁協系統金融機関 2011年推計

	発生(a)	払戻し(b)	払戻し率(b)/(a)
金額ベース	約24億円	約6億円	約25%
口座数ベース	約58万口座	約4万口座	約7%

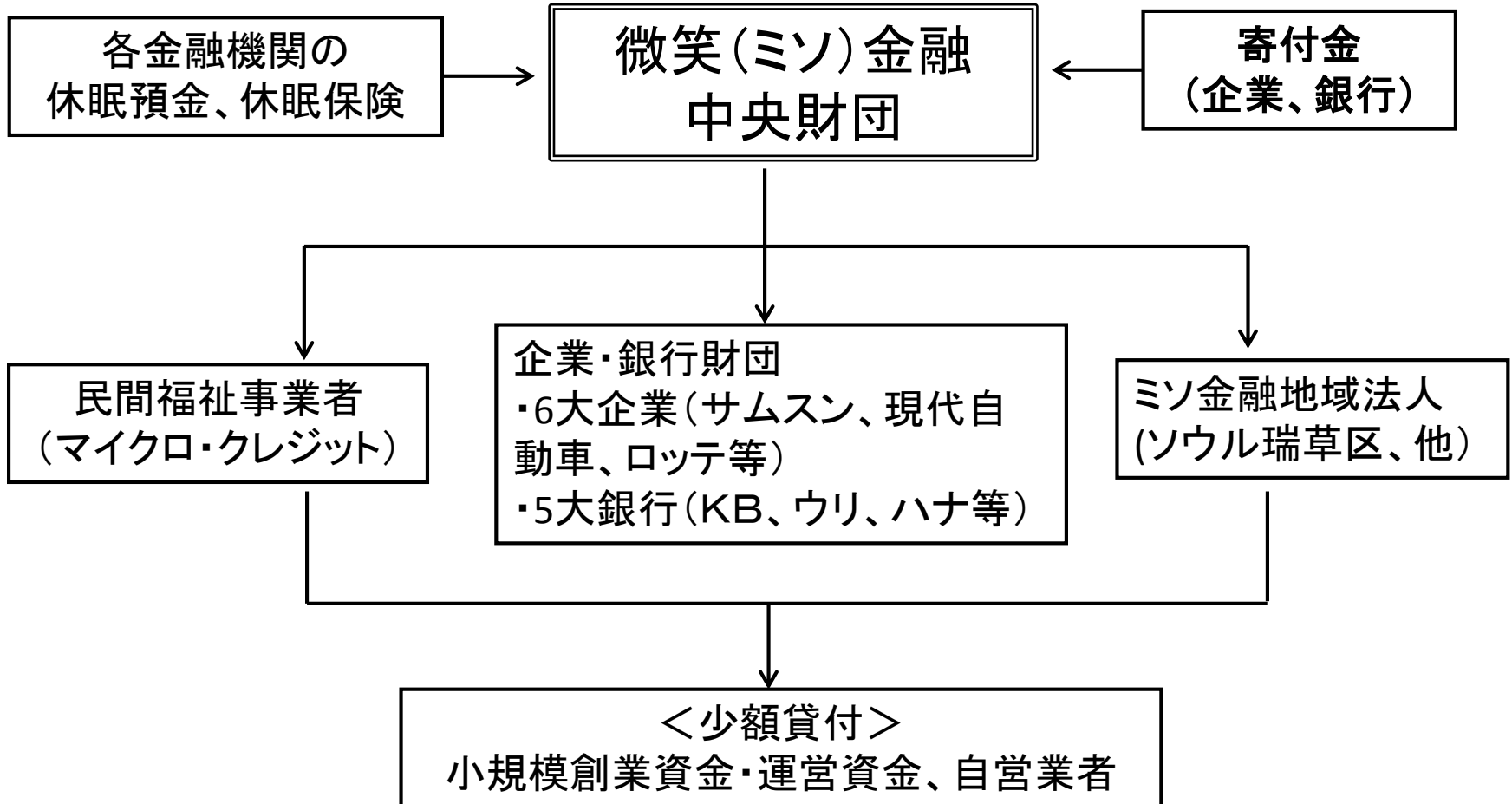
※発生口座の1口座当たりの平均額；約4,100円

払戻の1口座当たりの平均額；約15,000円

諸外国における休眠預金活用と活用対象

国名	休眠期間	移管先	移管後の対応	活用の対象・方法
米国(NY州・CA州)	3年	州政府(強制)	払戻請求時返還	州政府に帰属し、州政府の予算で活用
カナダ	10年	カナダ銀行(強制)	払戻請求時返還	国庫に帰属し、国家予算で活用
フランス	10年	口座閉鎖のうえ預金 供託公庫に預金	払戻請求時返還	20年経過後国庫に帰属し国家予算で活用
英国	15年	【管理機関】 Reclaim Fund 【活用機関】 ・Big lottery fund ・Big Society Capital	払戻請求時返還	Reclaim Fundに関された休眠預金を原資にBig lottery fund, Big Society Capitalが政府の指示に従い社会的組織の援助、中間支援事業者への資金調達新
韓国	5年	休眠預金管理財団 (微笑金融中央財団)に任意移管 ※大法院判決では休眠預金の利息のみに限定	払戻請求時返還	福祉事業者に対し、低所得層の創業・就職・事業運営等を支援する貸付事業のために支援金を交付

韓国の休眠預金のしくみ



韓国での微笑(ミソ)金融の韓国における評価 ①

■長所

- ・安定的な財源があり、それを支える政府の力がある。

■弱点

- ・中央集権的で垂直的な構造
- ・法的には中央財団と地方財団は民間組織だが、政府の官僚が関与し、人々は、この組織が政府組織だと認識している。(何故なら、貸出に関連する政策は政府が発表している)
- ・貸出条件を少しでも外れた人は、どれほど自活の意思があっても利用できない硬直的制度
- ・民間マイクロファイナンスに寄付していた企業等がミソ金融が出来たことでミソ金融に寄付してしまい、民間マイクロファイナンスへの寄付が少なくなった。

韓国での微笑(ミソ)金融の韓国における評価 ②

■弱点

- ・一時、金銭的な腐敗が出てきた。
- ・ミソ金融地域法人は、ノウハウ(本当に事業能力があるのかの見極め)が乏しく、福祉事業者(マイクロファイナンス)を選別(選定委員会)するのが難しい
- ・韓国でノウハウを持っていてリスク管理できる主なマイクロファイナンスはミソ金融からの資金を受ける(申請)ことを諦めている。理由は、ミソ金融からの元本は返済する必要があるが、限られた期間内に返済し、かつ融資利息(年)5%で運営資金を賄うのは不可能。一方、地域ミソ財団は利子以外に運営費をもらえるという不公平がある。

日本(内閣府・金融庁)のこれまでの動き

・2012年2～7月

「成長ファイナンス推進会議」で休眠預金を成長マネーの資金供給源として有効活用することを検討。

・2012年9月

「国家戦略室・金融庁」がフィージビリティ・スタディー(休眠預金の移管・管理や、預金者への払戻事務棟のあり方について必要なコストの算定、実効性・持続可能性等)を公表

・2012年8月～11月 (国家戦略担当大臣の私的懇談会で)

休眠預金をどのようなところに活用すべきかについて、企業、NPO, 金融機関と議論しかし、国家戦略室の廃止に伴い、活用の目的、使途、体制等についての検討を中断。

・2014年4月

内閣府、金融庁で論議を再開

政府の休眠預金の移管、管理に関する主な整理

＜基本的考え方＞（預金者等の懸念に対応するための）3原則

- ① 預金者からの払戻要求に応じる
- ② 過去の休眠預金には遡らない
- ③ 法的措置をとる

＜休眠預金の対象、移管払戻し等＞

- ・休眠預金の対象は、現行の実務を整合性を持たせる（休眠期間10年）
- ・金融機関は、休眠預金を「預金保険機構」に移管する。
- ・移管に際して、移管元の金融機関の貸借対照表から、資産及び負債（預金債務）両建てで減額（消滅）
- ・実際の預金者への払戻し手続きは、預金保険機構が各金融機関に事務委託（預金者は今まで通り各金融機関の本・支店で払戻請求・受取りが可能）
- ・各金融機関側に生ずるコストは、預金保険機構が休眠預金の中から支払う手数料によってまかなう。

休眠預金活用の市民の動き

・2010年12月

市民公益制度研究会発足

目的;休眠預金を活用し市民の社会貢献活動の維持、強化に

・2011年2月

同研究会が政府に要望書提出—「市民公益基金」の創設、
このための「管理機構」の設立、基金の適正・円滑な運営の
ための「市民公益基金委員会」の設置、推進のための「市
民活動支援基本方針」の制定等

・2012年3月

「休眠口座国民会議」設立

目的;休眠口座を社会のために有意義に活用できる案を考
え、法律化すること

呼びかけ人(駒崎弘樹氏他32人)

議員の動き

・2012年2月

田中康夫議員(衆)が国会で「休眠預金の活用」について質問

・2014年4月

超党派の「休眠預金活用推進議員連盟(13人)」設立、法制化の推進が目的

会長;塩崎泰久(自)、会長代理;古川元久(民)、副会長;上田勇、副会長;河井克行;副会長(自)、幹事長;大串博史(民)、事務局長;山本ともひろ(自)

・2015年2月

次期通常国会に、議員立法で法案提出の動き

休眠預金の移管・管理・活用の仕組みの現在のイメージ

